

カードローン規定 新旧対照表

旧	新
第 2 条 （取引方法） 1. （略） 2. お客さまは、第 3 条に規定する<u>貸越極度額</u>の範囲内で、繰返し本取引による借り入れができます。ただし、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借り入れはできません。 3.～7. （略） 8. お客さまは、カードローンの<u>貸越極度額</u>の範囲内での借り入れ、随時返済、残高照会ができる提携 ATM による本取引に係る借り入れ、随時返済を行うことができます。 9.～10. （略） 第 3 条 （貸越極度額） 1. 契約時の貸越極度額は、当社とお客さまの間で合意した金額とします。 2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、貸越極度額をいつでも増額または減額（貸越極度額を 0 とすることを含みます。）できるものとします。なお、<u>貸越極度額</u>の減額については、第 15 条第 1 項の規定が適用されるものとします。<u>貸越極度額</u>を減額したことにより、貸越金残高が<u>貸越極度額</u>を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。お客さまが<u>貸越極度額</u>の増額を希望されない場合、お客さまは、当社所定の日までにその旨の連絡を当社にいただくものとします。その場合、当社は、<u>貸越極度額</u>の増額を行いません。 3. 前項にしたがい、当社が<u>貸越極度額</u>を増額または減額した場合は、当社は、お客さまに対して遅滞なく変更後の<u>貸越極度額</u>および変更日を当社所定の方法により通知します。 第 7 条 （自動融資） 1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から<u>貸越極度額</u>の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用する	第 2 条 （取引方法） 1. （略） 2. お客さまは、第 3 条に規定する<u>ご利用限度額</u>の範囲内で、繰返し本取引による借り入れができます。ただし、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借り入れはできません。 3.～7. （略） 8. お客さまは、カードローンのご利用限度額の範囲内での借り入れ、随時返済、残高照会ができる提携 ATM による本取引に係る借り入れ、随時返済を行うことができます。 9.～10. （略） 第 3 条 （貸越極度額） 1. 契約時の貸越極度額は、当社とお客さまの間で合意した金額とします。<u>当社は、お客さまと合意のうえで、契約後に貸越極度額を引き上げることができるものとします。</u> 2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、<u>貸越極度額の範囲内で借り入れできる金額（以下「ご利用限度額」といいます。）</u>をいつでも増額または減額（<u>ご利用限度額</u>を 0 とすることを含みます。）できるものとします。なお、<u>ご利用限度額</u>の減額については、第 15 条第 1 項の規定が適用されるものとします。<u>ご利用限度額</u>を減額したことにより、貸越金残高が<u>ご利用限度額</u>を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。 3. 前項にしたがい、当社が<u>ご利用限度額</u>を増額または減額した場合は、当社は、お客さまに対して遅滞なく変更後の<u>ご利用限度額</u>および変更日を当社所定の方法により通知します。 第 7 条 （自動融資） 1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から<u>ご利用限度額</u>の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用する

ことができます。 2. (略) 3. 自動融資が利用された場合、当社は、<u>貸付極度額</u>の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出し、返済用口座に入金することにより、貸し付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。また、実際に当社がお客さまに金銭を交付するまでは、本契約に基づく金銭消費貸借契約は成立しないこととします。 4.～5. (略) 第 8 条 (振込時自動借入) 1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振り込みによる出金のため資金不足となった場合、当社から<u>貸越極度額</u>の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振り込み、振込予約、自動振込サービスにご利用いただけます。 2.～3. (略) 第 11 条 (随時返済) 1. 本取引に係る返済は、前条規定の約定返済によるほか、返済用口座に入金した後、パソコンまたはスマートフォン操作によってローン口座へ振り替えを行う方法によって行うことができます。なお、カードローンの<u>貸越極度額</u>の範囲内での借り入れ、随時返済、残高照会ができる提携 ATM からの場合には、当該提携 ATM から返済用口座へ入金し、ローン口座へ振り替えを行う方法によって行うことができます。 2. (略) 第 15 条 (本取引の制限、本契約の解約) 1. 第 13 条第 1 項および第 2 項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに、<u>貸越極度額</u>を減額し（<u>貸越極度額</u>を 0 とすることを含みます）、本取引の一部または全部を制限し、または本契約を解約できるものとします。この場合、当社は、その旨を当社所定の方法によりお客さまに通知するものとしま	ことができます。 2. (略) 3. 自動融資が利用された場合、当社は、<u>ご利用限度額</u>の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出し、返済用口座に入金することにより、貸し付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。また、実際に当社がお客さまに金銭を交付するまでは、本契約に基づく金銭消費貸借契約は成立しないこととします。 4.～5. (略) 第 8 条 (振込時自動借入) 1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振り込みによる出金のため資金不足となった場合、当社から<u>ご利用限度額</u>の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振り込み、振込予約、自動振込サービスにご利用いただけます。 2.～3. (略) 第 11 条 (随時返済) 1. 本取引に係る返済は、前条規定の約定返済によるほか、返済用口座に入金した後、パソコンまたはスマートフォン操作によってローン口座へ振り替えを行う方法によって行うことができます。なお、カードローンの<u>ご利用限度額</u>の範囲内での借り入れ、随時返済、残高照会ができる提携 ATM からの場合には、当該提携 ATM から返済用口座へ入金し、ローン口座へ振り替えを行う方法によって行うことができます。 2. (略) 第 15 条 (本取引の制限、本契約の解約) 1. 第 13 条第 1 項および第 2 項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに、<u>ご利用限度額</u>を減額し（<u>ご利用限度額</u>を 0 とすることを含みます）、本取引の一部または全部を制限し、または本契約を解
--	---

す。 (1) お客さまが本取引に基づく債務を完済した日より 1 年以上新たな借り入れをしなかったとき。 (2)お客さまが本規定および当社所定の書類等を当社に提出しないとき。 (3)お客さまが本規定の条項のいずれかに違反したとき。 (4)お客さまが、前条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 (5)前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報の悪化その他の事由等により、当社が本取引を継続することが不適切であると合理的に判断したとき。 2.～3. (略) 第 18 条 (提携 ATM の障害・不具合等) 1. カードローンの<u>貸越極度額</u>の範囲内での借り入れ、随時返済、残高照会ができる提携 ATM の障害、不具合等により、お客さまに不当利得が生じた場合、当社はお客さまに対してその返金を請求します。 2. (略)	約できるものとします。この場合、当社は、その旨を当社所定の方法によりお客さまに通知するものとします。 (1) お客さまが本取引に基づく債務を完済した日より 1 年以上新たな借り入れをしなかったとき。 (2)お客さまが本規定および当社所定の書類等を当社に提出しないとき。 (3)お客さまが本規定の条項のいずれかに違反したとき。 (4)お客さまが、前条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 (5)前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報の悪化その他の事由等により、当社が本取引を継続することが不適切であると合理的に判断したとき。 2.～3. (略) 第 18 条 (提携 ATM の障害・不具合等) 1. カードローンの<u>ご利用限度額</u>の範囲内での借り入れ、随時返済、残高照会ができる提携 ATM の障害、不具合等により、お客さまに不当利得が生じた場合、当社はお客さまに対してその返金を請求します。 2. (略)
--	---